

令和2年7月1日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 「家賃支援給付金」について コロナ不況対策（経済産業省）

6月12日に「家賃支援給付金」が盛り込まれた第2次補正予算案が可決・成立しました。  
法人は最大で600万円、個人は最大で300万円の家賃補助をするための給付金です。

## 【適用対象者・要件】

テナント事業者のうち、中小企業、個人事業者等で次のいずれかに該当すること。

- ・令和2年5月から12月までのいずれか1か月間の売上が前年同月比で50%以上減少していること
- ・令和2年5月から12月までの連続する3か月間の売上が前年同月比で30%以上減少していること

## 【給付額】

給付額は、「算定給付額×6か月分」となります。

算定給付額は、「直近の月額家賃×給付率」により算定されますが、給付率は法人と個人で異なり、また保有する店舗数で給付上限額が変わります。

## (1) 法人

## 「給付率」

月額家賃が75万円までの部分については2/3、75万円超の部分については1/3の給付率となります。

## 「給付上限額」

- ・1店舗だけを保有する場合：月額50万円（総額300万円）
- ・複数店舗を保有する場合：月額100万円（総額600万円）

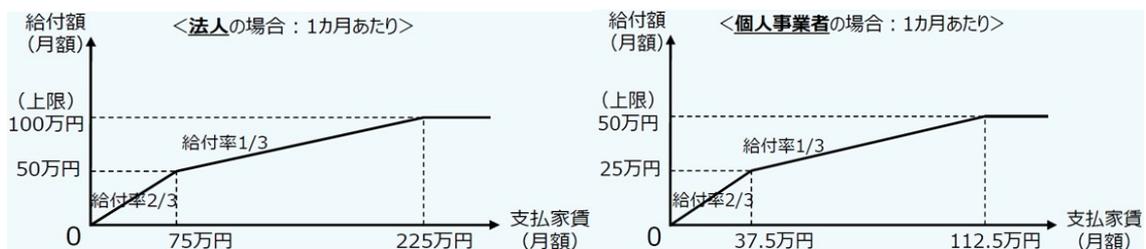
## (2) 個人

## 「給付率」

月額家賃が37万5千円までの部分については2/3、37万5千円超の部分については1/3の給付率となります。

## 「給付上限額」

- ・1店舗だけを保有する場合：月額25万円（総額150万円）
- ・複数店舗を保有する場合：月額50万円（総額300万円）



上記の内容は、令和2年6月23日現在のものとなります。申請は令和2年7月から受付開始となる予定です。必要書類等については最新の情報をご確認ください。